

第4章

緑の基本計画

この章は、都市緑地法第4条に規定する、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。《第二次計画》

第1章 共通編

第2章 都市計画マスタープラン

第3章 立地適正化計画

第4章 緑の基本計画

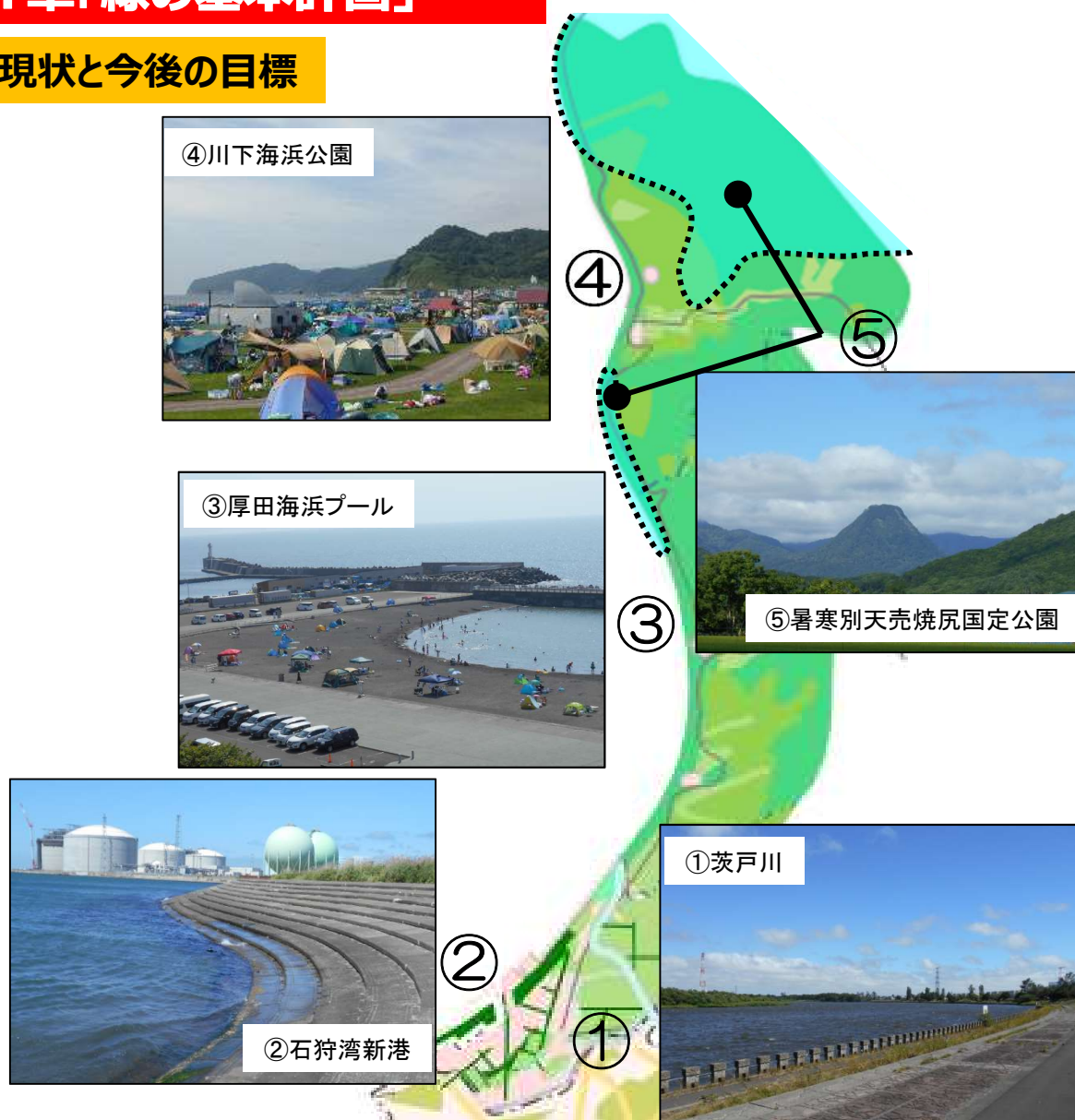
└─水と緑の現状と今後の目標
└─水と緑の方針

第5章 住生活基本計画

資料

第4章「緑の基本計画」

■ 水と緑の現状と今後の目標



《現状》

- ・市域のおよそ7割は森林（総面積72,242haのうち、森林面積は53,281ha ⇒ **約74%**）
- ・親水空間が豊富（上図①～④をはじめとした施設など）
- ・優れた自然風景を有する【国定公園】（上図⑤をはじめとした自然環境など）
- ・「10万本植樹運動」…市民参加の植樹運動（令和元年5月現在 約7万4千本の植樹が完了）
- ・人口減少により、公園をはじめとした緑の一人当たりの面積は、今後増加していくと予想
 [本市の一人当たり都市公園面積 **23.0㎡/人【令和元年】** ⇒ **30.0㎡/人【令和22年】**]
 ※一人当たり都市公園面積 全国平均 10.3㎡/人【平成28年度末】

《今後の目標》

森林面積は市域の約74%を占めるとともに、一人当たりの都市公園面積は全国平均を大きく上回っております。更に、今後においても、人口の減少により一人当たりの都市公園面積は増加していくものと予想されることから、本市の緑は、現状のみならず、将来においても十分確保されていると考えます。

これらのことから、これまでの計画のような緑の量を確保する数値目標は定めず、本市の持つ緑のポテンシャルを最大限に活かせるよう、次ページの方針に掲げる「量より質」を重視した様々な取り組みを推進します。

また、現在、進行中である「10万本植樹運動」についても、引き続き取り組んで参ります。

■ 水と緑の方針

既存の恵まれた緑地や親水空間を活用し、市民のレクリエーションの場の創出や観光振興を図るとともに、緑を育む活動を継続しながら、生物多様性の確保、向上を推進します。

□ 水と緑の共通事項

- 水と緑のネットワークの保全・強化
(森林等の保全、河川敷地等の緑化、ネットワークの中心的な役割を担う保安林の後世への引継ぎ)
- 環境学習への取り組み

□ 水環境の取り組み

- 水循環の取り組み
(雨水の地下への還元への取り組み)
- 自然の持つ復元力の活用
- 水源保全の取り組み

森林環境ゾーン

- ・海を育てる森林の保全・育成
- ・自然循環型森づくりの推進
- ・緑地、山林の保全
- ・地域住民との協働による普通河川の維持
- ・観光資源としての活用

緑ヶ原、虹ヶ原地区

- ・計画的な下水道の整備

□ 海浜植物の保護の取り組み

- 海浜植物の保護・回復の取り組み
- 侵食対策の取り組み

□ 下水道整備等の推進

- 下水道の計画的整備
- 合併処理浄化槽の整備の継続



□ 河川等の整備、利活用と保全の取り組み

- 河川敷地の緑化（石狩川、茨戸川、発寒川、樽川、石狩放水路など）
- 親水空間の形成の取り組み
- 河川の浄化運動の促進（水質改善、水の循環の取り組み）
- 石狩川水系上下流域交流の推進（河川環境の保全）
- 生物多様性に配慮した河川整備
- 海を育てる森林の保全・育成

凡 例

- ● ● ● 保安林
- 農地・河川
- 水辺空間
- 森林
- 公園の有効活用検討
- 海浜植物等保護地区
- スポーツ振興エリアの検討
- 紅葉山砂丘の保全

※ ● 新規項目 ○ 前計画からの継続項目

